

## 群馬大学医学部附属病院感染制御部規程

平成16. 4. 1 制 定

改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1

平成22. 4. 1 平成25. 4. 1

平成26. 4. 1 平成27. 4. 1

平成28. 4.12 平成29. 5. 9

平成30. 4. 1 平成31. 4. 2

令和 4.10. 1 令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院感染制御部(以下「感染制御部」という。)に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 感染制御部は、本院における感染症発生に対する有効な対策を樹立するため、疾病の発生と蔓延に関与する全ての事項について継続的に調査・解析を行い、感染症治療における解析情報等の提供を行うとともに、適切な感染対策の実施並びに指導を行い、併せて教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

(業務及び権限)

第3条 感染制御部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 感染症の情報収集、整理、解析及び対策に関すること。
- (2) 感染症の解析結果の迅速な情報提供に関すること。
- (3) 感染症の継続的観察及び対策実施後の評価に関すること。
- (4) 感染症に関する啓発及び講習に関すること。
- (5) 感染症の教育に関すること。
- (6) 感染防止のためのガイドライン及びマニュアルの整備に関すること。
- (7) その他感染症に関すること。

2 感染制御部は、前項の業務を行うため、感染防止対策、抗菌薬適正使用推進及び感染制御部の業務遂行上必要と認めるときは、各診療科等の長及び関係者から意見を聴取したうえで、必要な対応を求めることができる。

(職 員)

第4条 感染制御部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 感染制御部長
- (2) 感染制御部副部長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち感染制御部の担当を命ぜられた者
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

(院内の協力体制)

第5条 感染防止対策のために感染制御部が取り組む施策については、病院の全ての教職員が協力するものとする。

(運営委員会)

第6条 感染制御部の円滑な運営を図るため、感染制御部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、感染制御部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 感染制御部長
- (2) 感染制御部副部長
- (3) 感染対策委員会委員長
- (4) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち感染制御部の担当を命ぜられた者
- (5) 検査部長
- (6) 手術部長
- (7) 集中治療部長
- (8) システム統合センター長
- (9) 救命救急センター長
- (10) 先端医療開発センター長
- (11) 薬剤部長又は薬剤部副部長
- (12) 看護部長又は看護部副部長
- (13) 検査部から選出された者(細菌検査担当) 1人
- (14) 感染制御部医療技術職員
- (15) 総務課長，経営企画課長及び医事課長
- (16) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第8条 前条第13号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、感染制御部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、感染制御部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(感染対策担当者会議)

第12条 委員会に感染対策担当者会議を置く。

2 感染対策担当者会議については、別に定める。

(報告)

第13条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第14条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、感染制御部の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。